

5 輸国第4214号

関税割当公表第44号

令和6年度のペルー産とうもろこしの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」に基づく割当ての対象となるとうもろこし（以下「ペルー産とうもろこし」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和6年2月15日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

ペルー産とうもろこし（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1005.90号の2に掲げる物品のうち次の用途に供するもの）

- (1) 菓子の製造用のもの（以下「菓子用」という。）
- (2) アルコールを含有しない飲料の製造用のもの（以下「飲料用」という。）

2 合計割当数量

- (1) 菓子用 6, 500 t
- (2) 飲料用 4, 000 t

3 通関期限 令和7年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省新事業・食品産業部食品製造課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間

1 提出期間（直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く。）

(1) 令和6年3月5日（火）から同年3月11日（月）まで

(2) 令和6年7月2日（火）から同年7月8日（月）まで

(3) 令和6年10月1日（火）から同年10月7日（月）まで

(4) 令和7年1月21日（火）から同年1月27日（月）まで

ただし、(2) から (4) に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残量及び各期間の開始日の前々週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合は、(1) から (3) についてはその直前の開庁日、(4) についてはその直前の開庁日の前週金曜日）までに返還された割当数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1 t 以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、(2) から (4) に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の前の週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日）に当省ウェブサイトに掲載する。

2 提出時間 直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

前年度又は本年度において、第12の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者であって、次の1又は2のいずれかの要件に該当する者

1 菓子用

関税割当申請書を提出する日において、とうもろこしを使用して菓子を製造する設備を有する者であって、割当を受けたペルー産とうもろこしを菓子の原料として使用することが確実であると認められる者

2 飲料用

関税割当申請書を提出する日において、とうもろこしを使用して飲料を製造する設備を有する者であって、割当てを受けたペルー産とうもろこしを飲料の原料として使用することが確実と認められる者

第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3までのいずれかの方法により提出することができる。

1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う。

2 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 食品第2班ペルー産とうもろこし担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先) seizo_kanzeiwariate@maff.go.jp

第7 提出書類

1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

2 令和5年度におけるペルー産とうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式1及び2）

3 令和5年度における原料入手状況を記載した書類（別記様式3）

4 令和6年度におけるペルー産とうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式4及び5）

5 下記の書類又は資料

(1) 工場名及びその所在地を記載した書類

(2) 工場配置図（縮尺：千分の一）

(3) 製品名

(4) 工場行程見取図

(5) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）

(6) 主要機械の機能別表（別記様式6）

(7) 法人の場合は、登記事項証明書（写し）（個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

ただし、令和5年度における割当実績を有する者であって、申請時点において内容に変更のない場合は、(1) から (7) までの書類の添付を必要としない。また、本公表により2件以上申請する場合における2件目以降の申請において、(1) から (7) までの書類の内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。

6 第1の用途に従って割当てを受けたペルー産とうもろこしを当該割当てを受けた用途のみに使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

第8 割当基準

令和5年度におけるペルー産とうもろこしの使用実績数量及び令和6年度の使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第9 関税割当証明書の交付

1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の4月1日付で発給する（ただし、令和5年度に割当てを受け関税割当証明書を未返納の者は、当該関税割当証明書が返納されるまで関税割当証明書を交付しない。）ものとし、第4の1の(2)から(4)までに掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日（第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

3 農林水産大臣は、協定附属書1第2編第2節 日本国の表に掲げる規定（注）に基づき、関税割当申請書及びその他の書類等の審査により、ペルー産とうもろこしを菓子用又は飲料用の原料として使用することが確実と認められる場合に限り、関税割当証明書を交付するものとする。

（注）菓子用に係る規定：日本国政府が関税割当ての証明書において菓子の製造用のものである旨を証明したものに限る。

飲料用に係る規定：日本国政府が関税割当ての証明書においてアルコールを含有しない飲料の製造用のものである旨を証明したものに限る。

第10 報告

1 割当てを受けた者は、ペルー産とうもろこしの使用実績及び製品の生

産・販売（消費）実績等を農林水産省に報告するものとする。

- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定め
に違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める
申請書、関税割当て申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当て
に関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告する
ものとする。

第11 関税割当て証明書の返納

- 1 割当てを受けた者は、次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場
合は、関税割当て証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。
このうち、（5）に該当する場合の返納期限は、関税割当て証明書の有効期
間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課
に直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとす
る。
 - （1）関税割当て証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全
部がなくなったとき。
 - （2）関税割当て証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一
部がなくなったとき。
 - （3）割当て数量を全て消化したとき。
 - （4）関税割当て証明書の効力が停止したとき。
 - （5）関税割当て証明書の有効期間が経過したとき。
- 2 1の返納に当たって、1の（2）に該当する場合であって、関税割当て証
明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当
該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当て証明書の再交付を
希望する場合は、「関税割当て申請書」及び「再交付申請理由書」（経済
連携協定に基づく関税割当て申請書等の記載要領について（平成17年4月
1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。）記載要領様式第

1) を受付担当課に提出するものとする。

- 3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第12 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項(以下「違反等事項」という。)に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者(以下「違反等事項該当者」という。)に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない(以下「効力及び交付停止措置」という。)こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告(省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。)をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第13 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（又は名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の交付に関連する業務以外には使用しない。
ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第14 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその添付書類の提出部数並びに割当数量の分割を希望する場合の関税割当証明書分割申請書（省令別記様式第3）の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、記載要領によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 5 割当てを受けた物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力しなければならない。